

平成23年度関東女子倶楽部対抗長野ブロック予選競技 組合わせおよびスタート時間表

(参加者 10倶楽部・60名)

期日：平成23年6月7日(火)

場所：穂高カントリークラブ

(18ホール・ストロークプレー)

関東ゴルフ連盟

1番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	8:00	中島 抽子	松本浅間	江本 和子	あづみ野	築田 育栄	塩嶺	伊沢 洋子	中央道晴ヶ峰
2	8:09	宮島 ひろ子	長野	久保 綾子	南長野	向井 三千子	松本浅間	金谷 美恵子	塩嶺
3	8:18	遠藤 あづさ	中央道晴ヶ峰	金根 道子	上田丸子グランヴィリオ	丸山 みち子	穂高	土屋 紀代美	南長野
4	8:27	太田 たづ子	あづみ野	竹澤 三紀子	諏訪湖	小川原 秋	穂高	笠原 敦子	塩嶺
5	8:36	濱田 純子	南長野	松井 久美子	あづみ野	手塚 さおり	上田丸子グランヴィリオ	中村 節子	長野
6	8:45	新井 謡子	松本	懸川 恵子	上田丸子グランヴィリオ	中澤 さつき	あづみ野	山田 綾子	松本浅間
7	8:54	小寺 泰子	諏訪湖	國枝 玲子	南長野	東本 利江	松本浅間	萩村 み恵	松本
8	9:03	深沢 かすみ	中央道晴ヶ峰	嶋田 万里子	長野	岩田 みか	諏訪湖	柳澤 信子	上田丸子グランヴィリオ

10番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	8:00	石田 八重子	諏訪湖	尾崎 政子	上田丸子グランヴィリオ	大野 まつ美	松本	小林 ゆたか	穂高
2	8:09	赤羽 千代子	松本	小林 朝子	諏訪湖	長門 明子	長野	中沢 喜代子	あづみ野
3	8:18	小松 弘子	松本浅間	林 加寿子	中央道晴ヶ峰	犬飼 久美子	松本	石田 範子	南長野
4	8:27	原田 茂子	上田丸子グランヴィリオ	松野 美保子	長野	宮下 千秋	松本浅間	下田 美雪	諏訪湖
5	8:36	笠原 由美子	塩嶺	伊澤 京子	松本	山下 かつみ	中央道晴ヶ峰	笹岡 美保子	穂高
6	8:45	江本 洋子	穂高	西村 けさみ	塩嶺	藤田 八千代	中央道晴ヶ峰	丸山 はる代	長野
7	8:54	藤川 智江	あづみ野	上條 滋子	穂高	上條 恵美	塩嶺	百瀬 静江	南長野

競技委員長 黒野 美奈

平成 23 年度 関東女子倶楽部対抗長野ブロック予選競技

開催日 :平成 23 年 6 月 7 日(火)

開催コース :穂高カントリークラブ

競技の条件

1. ゴルフ規則
日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定
競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. 使用球の規格
『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 I (c)1b』を適用する(ゴルフ規則 186 ページ参照)。
4. 使用クラブの規格
『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付 I(c)1a』を適用する(ゴルフ規則 184 ページ参照)。
5. スタート時間
『ゴルフ規則付 I(c)2』を適用する(ゴルフ規則 187 ページ参照)。
6. 競技終了時点
競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。
7. ホールとホールの間での練習禁止
『ゴルフ規則付 I(c)6b』を適用する(ゴルフ規則 190 ページ参照)。
8. プレーの中断と再開
 - (1)プレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、ゴルフ規則 6-8b,c,d に従って処置すること。
 - (2)険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間にいるときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならない。プレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は**競技失格**とする。
この条件の違反の罰は競技失格(ゴルフ規則 6-8b 注)。
 - (3)プレーの中断と再開の合図について
通常のプレー中断 :短いサイレンを繰り返して通報する。
険悪な気象状況による即時中断:1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。
プレーの再開 :1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。
9. キャディー
正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 I(c)3』を適用する(ゴルフ規則 188 ページ参照)。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. 距離計測のための黄色いペイント上に球があつたり触れている場合、ゴルフ規則 25-1b(i)の救済を受けることができる。
4. ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
5. 排水溝は動かさない障害物とする。
6. 電磁誘導カート用の 2 本の人工の表面を持つ軌道は、全幅をもってカート道路とみなす。
球がこのカート道路の上にあるか、スタンスがかかる場合、競技者はゴルフ規則 24-2b(i)の救済を受けなければならない。**このローカルルールの違反の罰は、2 打**
7. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
8. 樹木保護のための巻物施設(巻網など)はコースと不可分の部分とする。
9. 1 番と 7 番ホール間の防球ネットに球が近接しているためにスタンスや、意図するスイング区域の妨げになる場合、規則 24-2b(i)により処置するときは、その**障害物の中や下を通さずに救済のニヤレストポイント**を決めなければならない。

注意事項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更があるときは、スターティングホールのティーインググラウンド付近に掲示して告示する。
2. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 倶楽部 6 コインを限度とする。
3. パッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。

競技委員長 黒野 美奈